

2010年2月15日

『政党による政策本位の政治』の実現に向けて マニフェスト政治の確立と政治資金のあり方

社団法人 経済同友会

はじめに ～本格的な政権交代の時代を迎えて～

2009年8月の第45回衆議院総選挙は、日本の議会制民主主義にとって、歴史的な政権選択選挙となった。今後は政権交代可能な二大政党を中心とした、緊張感のある健全な議院内閣制を根付かせていくことが必要である。

今回の政権交代を機に、マニフェストに基づく政治がようやく緒についたが、政党による政策本位の政治の実現のために、マニフェストに立脚した責任ある政治を定着させるための更なる取組みが不可欠である。

また、民主党政権は、3年後の企業・団体献金の禁止をマニフェストに明記している¹。民主主義のコストを賄う政治資金のあり方²は、今後の政治のあり方の本質的課題として極めて重要な課題である。

本意見書では、昨年の政権交代がもたらしたこれら2つの課題について、経済同友会としての考え方をまとめたものである。

・マニフェスト時代の次なる政治改革に向けて

1. 政党の機能強化

(1) マニフェストに立脚した「政党による政策本位の政治」の実現

国民の価値観が多様化する中で、国民の政治的意思を政策決定過程で明確にしていくためには、今後ますます「政党による政策本位の政治」が求められる。「政党による政策本位の政治」とは政策を明確にした政党間における政策論争による政治であり、その中核はマニフェストが担うことになる。そして政策論争に基づき、国民の政治的意思が選挙を通じて明確になることが重要である。

¹ 民主党のマニフェストには「政治資金規正法を改正し、その3年後からの企業団体の献金及びパーティー券購入を禁止する」「当面の措置として、国や自治体と1件1億円以上の契約関係にある企業等の政治献金・パーティー券購入を禁止する」と記載されている。

² 経済同友会では2009年9月、会員が所属する各企業、ならびに全会員を対象に政治資金に関するアンケート調査を実施した(詳細は10ページ以降参照)。

昨年の衆議院総選挙における各政党のマニフェストには、「国家の目指すべき姿としての基本理念と国のかたち」が示されておらず、国家ビジョンとそれに基づいた具体的な政策展開の充実など質の向上が課題として顕在化した。また、政策評価を可能とする政策目標も必ずしも明らかではないなど、マニフェストのPDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルの確立に向けた問題点も多い。

PDCA サイクル³を確立するためには、第一に、時間をかけてオープンに党内の議論を重ねたうえで民主的手続きを経て、マニフェストを策定するというプロセスが重要である。第二に、政権与党としてマニフェストを予算化や法案化する際には、具体的政策を政府案として開示して広く国民に意見を求め、必要な場合は修正を行ったうえで最終的な政策を決定するという手続きが極めて重要である。そして第三には、政策評価を充実し、次のサイクルにつなげることであり、政権与党による自己評価はもちろんのこと、民間シンクタンクによる第三者評価の充実が求められる。当然のことながら政策目標の明確化が不可欠である。

なお、マニフェスト政治の質を向上させ、かつ本格的な政権交代を可能とする成熟した民主主義を定着させるためには、特に正確なデータに裏付けられた政策論議や、調査に基づく政策代替案策定が重要となる。そのためにも、政治家の政策策定能力の向上を企図した人材の獲得と育成システムの確立、および政策立案機能を支援する仕組みとしての各種シンクタンクの充実を通じた政治インフラの整備が必要である。

(2) 体系的な政治家人材獲得・育成システムの確立

政党に期待される取組み

これからの政治家は、国内問題のみならず、地球環境問題などの世界的な課題（グローバルアジェンダ）の設定と、その解決策の提案、合意形成において主導的な役割を果たすことが求められる。そのためには、各政党は、グ

³ イギリスの政党はマニフェストの作成に力を入れており、党幹部が中心となって党員代表や党内外の専門家等の協力を得ながら作成する。イギリスの官僚は政治的中立性を保つため、国会議員との接触が禁止されており、政党はシンクタンク機能を強化している。8つの政策分野ごとに委員会を設置しており、一般党員からの声を吸い上げると共に党内外の専門家の意見を取り入れながら作成していくが、この間、マニフェストの基礎となる政策文書を分野ごとに公表し、世論等の反応を見ながら修正を加えていく。例えば労働党の場合、総選挙の2年前ほど前から準備を始め、最終的には党大会で承認を得たうえで、投票日の1ヶ月前に正式なマニフェストを発表している。また、マニフェスト法案化の過程でも、議論のたたき台となる政府案である「グリーンペーパー」、法案化前の最終段階の提案書である「ホワイトペーパー」と呼ばれる政策提案書が発表され民意を反映する仕組みがある。さらに、政府はマニフェストの進捗状況について「年次報告書」を発表しており、総選挙前になると、マスコミやシンクタンクといった第三者機関もマニフェストの検証を行っている。(藤森克彦「本家・英国のマニフェストを知る」参照)

ローバル化の時代に相応しい多種多様な人材を集めるとともに、政治家を志す人々が職業政治家として自立するための幅広い教育訓練を受講したり、政策研究に取り組むことができる人材育成の仕組みを整備することが期待されている。

それゆえ、各選挙区の公認候補の決定に際しては、民意の反映のみならず、政治参加の底辺を拡大し、人材の多様化を図るうえでも、「公募」や党員投票による「予備選」を導入するなど、真に優れた人材が選ばれる、公正・公平な候補者選定の仕組みを整備することが重要である。

また、国会議員はあくまで国政を担うのであって、地域益との関わり合いを最小限に断ち切ることが必要である。そのためには、少なくとも新人議員あるいは当選 2 回までの議員は出身地以外の選挙区から立候補することとし、政党政治家として訓練、育成することも一考に値する。その場合、立候補者による戸別訪問を認め、地域の市民と対話を図ることで、マニフェストの国民への浸透や立候補者のマニフェストへのコミットメントを図ることも考慮すべきである。

人材育成機関設立への期待

海外には、米国のハーバード大学のケネディ・スクールやフランス国立行政学院（ENA）、シンガポール国立大学のリー・クアンユー公共政策大学院などのように、行政・公共政策大学院が存在し、政治家や官僚の人材育成機関としての役割を担っている。日本では、この 10 年程の間に、多くの大学に「公共政策」や「政策研究」を冠する大学院が設立されたが、求められている機能が充分果たされているとは言いがたい。これら大学院が、公共政策分野における人材養成機関としての役割を向上させることを期待したい。

一方、政治家の養成機関として、松下政経塾⁴や一新塾⁵のような私塾の果たしてきた役割は大きい。今後は、海外の人材育成機関の形態も踏まえ、グローバル社会においても課題設定、解決策の提案、合意形成の場面でリーダーシップを発揮できるような政治家育成の機関が、さらに複数整備されることが健全な民主主義構築の観点から望ましい。

（3）政党シンクタンクの活用

政党シンクタンクが、民主党、自民党それぞれに設立された⁶が、活動を事

⁴ 松下政経塾出身の国会議員は衆議院 31 名、参議院 3 名の計 34 名に上る（2009 年 10 月時点、松下政経塾ホームページより）。

⁵ 一新塾出身の国会議員は衆議院 5 名、参議院 2 名の計 7 名である（2010 年 1 月時点、一新塾ホームページより）。

⁶ 2005 年には民主党系の「公共政策プラットフォーム（通称プラトン）」、2006 年には自民党系の「シンクタンク 2005・日本」が設立された。

実上停止しつつある。設立以来、一定の役割を果たしてきたが、ここで改めて政党シンクタンクの意義を認識し、その有効活用を考えるべきである。

例えば、与党においてはマニフェストの具体的政策展開についての理論的設計と政策評価の基盤としての機能を果たすこと、野党においては政府の政策評価に加えて、代替政策の立案の機能を担うことが考えられる。さらに与野党を問わず、政党シンクタンクには落選議員や新たに立候補する新人政治家、そして政治任用の行政スタッフなど、人材の育成や政策研究の場としての役割が期待される。

また、政党シンクタンクを政党本部から組織的に分離することで、選挙活動と政策立案機能の区分が不明確な日本の政治状況において、政策立案の拠点としての機能を集中することが可能となる。これによって、政策形成への支援を目的とした野党への新たな公的助成金（日本版ショートマネー：後述）の受け入れ機関としての機能や、従来型の企業・団体献金とは異なる新たな受け入れ機関としての機能を果たすことが可能となる。

2. 有権者の更なる政治参加

(1) 有権者の意識改革

国民自らが国の方向性を決めていくという、民主主義の原点に戻り、国民は自助努力、自己責任、社会的責任をもち、国家や地域社会の意思決定に対して主体的に参画していくことが必要であり、国・政府依存の国民意識から脱却しなければならない。

(2) 政治の情報公開や教育を通じた有権者の参画意識の向上

それぞれの政治家が、自らの経験や専門知識、政治資金に関する情報開示を通じて、信頼獲得へ努力を続けることが不可欠である。

そのうえで、政治資金の収支報告と情報公開をはじめとする管理・監督機関として「日本版 FEC」を新設すべきである。米国の FEC (Federal Election Commission：連邦選挙委員会)⁷を参考に、現在は総務省と地方自治体の選挙管理委員会に分離されている機能を移管し、一元管理する仕組みの導入が求められる。これにより、民間機関（NPO、シンクタンク、大学などの研究機関など）が、政治資金を総合的に分析し、有権者に政党・政治家の情報を提供することが可能になる。このような機関の活動を通じて、マスメディア

⁷ FEC (米国連邦選挙委員会) は 1974 年のウォーターゲート事件を契機に改正された連邦選挙法において、同法を管理・執行するとともに、収支報告書を監査する準司法的な権限を有する独立行政機関として設立された。基本的な職務は、連邦選挙に関する資金の源泉及び総量を制限し、選挙運動資金の開示を求め、大統領選挙の公的資金につき規定する連邦選挙運動法を適正に管理・執行することである。

の論評を参考にしつつも、自ら是非を判断できるように有権者の意識を改革していく必要がある。

有権者の政治への参画意識の向上のためには、中学・高校における政治・公民教育の見直し、強化も進めていくべきである。また、選挙権の18歳への引き下げも実施するとともに、「一票の格差」を1.5倍未満に是正⁸すべきである。

(3) 情報・通信時代に相応しい政治参加の環境整備

有権者の更なる政治参加のためには、マニフェストの配布制限の原則自由化とともに、選挙期間中のホームページの更新を認めるなどインターネット選挙運動を解禁すべきである。また、情報・通信時代に相応しい投票様式としての電子投票や、さらにはインターネット、携帯電話を活用したどこからでも投票できるシステムなど投票しやすい環境整備も併せて実施していく必要がある。

また、米国のロビイング制度も参考にしながら、民間諸集団や地方自治体による行政府や政党・政治家に対する政策要望をインターネットに公開することで、国民や民間機関などによる分析・評価を可能にすることも検討されるべきである。

3. 民間シンクタンクへの期待と政策人材の活性化

民間シンクタンクには、マニフェストに基づく政策評価と政府の政策に対する代替案を外部に発表することを通じて、政策に関する競争市場を作る役割が求められている。そして、この役割を担う政策人材を育成・プールするためには公共政策の調査・研究を担う、複数の非営利・独立系シンクタンクの本格的育成が必要である。

しかしながら、日本に現存するシンクタンクの多くは企業が運営している営利体を中心であり、非営利・独立系シンクタンクが少なく、独立した政策研究ができる機関は殆ど無いのが現状である。

民間の非営利・独立系シンクタンクを政治任用の行政スタッフ人材の育成と同時に、政治任用の公務員の流動化の受け皿としても機能させることにより、官民の人材流動化を促進することが期待される。

そのためには、知的社会インフラとしての民間シンクタンクの創設支援に向けた環境整備が必要である。具体的には、民間シンクタンクへの寄付を政

⁸ 経済同友会は、「選挙制度を考えた場合、議会制民主主義の基本的原理である投票価値の平等が確保されるべきであり、非人口の要素を考慮し、立法府の自由裁量を認めたとしても、所謂1票の格差は1.5倍未満を目指すべきである」と提言している。

治資金並みの寄付金税制の対象とするとともに、米国のように各省庁の政策経費の一定割合を政策評価費用として計上して民間シンクタンクに第三者評価を委ねたり⁹、欧州のように税金の一部を政策研究資金として流用する仕組み¹⁰や、旧東欧諸国のように所得税の一部を納税者が自分の指定した民間機関などに寄付する仕組み¹¹などの導入は検討に値する。

(参考)米国の主要シンクタンクの収入とその内訳

	ヘリテージ財団	戦略国際問題 研究所 (CSIS)	エンタープライズ 公共政策研究所 (AEI)	ケイトー 研究所
設立年	1973年	1962年	1943年	1977年
収入	63.6百万ドル (2008年度)	29.0百万ドル (2008年度)	28.4百万ドル (2006年度)	20.6百万ドル (2009年度)
企業	4%	43%	21%	1%
財団・基金	23%	33%	16%	10%
個人寄付	55%	9%	36%	82%
政府資金		13%		
その他	18%	2%	27%	7%

出所：各シンクタンクホームページ

(事務局作成、収入の内訳の明確なシンクタンクを取り上げている)

⁹ 米国では省庁の長官の裁量で新規事業予算の1%(以下)の資金を保留し、政策研究と評価検証のために使用することができる1%政策評価保留条項がある。また、国立科学財団(NSF)のように議会が設立した、独立した連邦機関で研究助成を行う例もある。これらの資金がシンクタンクへの研究資金として流れている。

¹⁰ ドイツでは中央政府と地方政府が折半して資金をプールし、第三者機関の差配により研究資金が流れる。イギリスは税金がチャリタブルトラスト(慈善信託)を通じて政策研究資金となる。

¹¹ ハンガリーでは、一般納税者が所得税の特定割合(1~2%)に相当する額を特定の公的機関に提供を可能とするパーセント法がある。ポーランド、ルーマニアなど中・東欧諸国でも同様の法律が成立あるいは拡大しつつある。

・今後の政治資金のあり方

1．民主主義のコストとしての政治資金

インターネット選挙運動の解禁などカネのかからない選挙によって選挙運動のための資金は減らしていくべきだが、政党による政策本位の質の高い政治の実現のためには、政策立案に関わる政治資金を増やすことも必要である。

なお、政治の信頼性を高めるためにも、いまや政治資金の透明性の確保・向上は不可欠であり、各政党・政治家は政治資金の流れの基本的構造を明らかにし、国民が納得できる説明責任を果たすべきことを強調したい。

2．望ましい政治資金の姿

(1) 党費

政党は自らを社会に公開し、党员拡充の努力を通じて党費拡充を積極的に図ることが必要である。そのためには、党内選挙における党员の選挙権を重視するなど、党员の参加意欲を喚起することで入党者を増加させる取り組みが求められる。

(2) 個人献金

経済同友会ではかねてから個人献金が政治資金の中心であるべきと主張してきた。国民が政治資金を薄く広く負担することが有権者の政治参加の観点からも望ましい。

しかし、日本では個人寄付の文化が根付いているとは言えず¹²、大半が個人献金を積極的に捉えている経営者の中でも意識と実態の間に乖離がある¹³。

したがって、個人献金を促進するためには、年末調整での所得税還付制度の導入、個人献金手続きの簡素化、インターネットを通じたクレジットカードまたはそのポイントによる献金を可能とする制度の導入、少額から寄付できる電子マネーの仕組み構築など制度面での改革が必要である。

また、金額にかかわらず献金した個人の自宅住所を本人の意思により非公開にできる仕組みについては、促進策ならびに個人情報保護の観点からも検

¹² 日米の寄付総額を推計した内閣府経済社会総合研究所の調査によると、日本は個人寄付が2,189億円（対名目GDP比0.04%）、法人寄付が5,092億円（同0.1%）なのに対し、米国は個人寄付が22兆9,920億円（同1.76%）、法人寄付が1兆5,255億円（同0.12%）となっており（2002年）、日本の個人寄付の少なさが際立っている。

¹³ 経済同友会全会員を対象にしたアンケート調査（2009年9月実施）では、個人献金について、95.3%が「特に認められるべき」「認められるべき」と肯定的に捉えている一方で、個人として実際に政党・政治家に政治資金を提供している割合は40.5%にとどまっている（13～14ページ参照）。

討すべき論点である。

(3) 企業・団体献金

企業・団体献金の原則禁止

政治資金は、党費、個人献金、政党助成金で賄われるべきで、企業・団体献金は原則として禁止すべきである。当然のことながら、パーティー券購入も禁止されるべきである。同時に、選挙活動の支援として、企業・団体から人材の派遣を行うことは、事実上の企業・団体献金とみなすことができるため、禁止すべきである。

企業・団体による寄付は政党シンクタンクに限定

一方、各政党が政党から独立した別法人として設立する政党シンクタンクに対してのみ、企業・団体が寄付をできる仕組みを構築することは重要である。前述のように、「政党による政策本位の政治」を実現するためには、政治インフラ（「政策研究・立案・調査」および「人材育成」）の整備は喫緊の課題である。政治インフラへの企業の寄付は、企業が社会の主要な構成員の一つであることから、企業の重要な社会貢献である。この場合には、政党シンクタンクは、「政策研究・立案・調査」および「人材育成」のみの業務を担うこととし、政党シンクタンクから政党への資金の移動を禁止しなければならない。また、各政党シンクタンクへの寄付の上限は、衆参両院の議席数と直近の衆参両院の選挙における得票数に基づき規制することも検討に値する。

政策立案支援機構の設立

政治インフラ整備に貢献するもう一つの方法として、企業や各種団体が資金を拠出して政策立案支援機構を設立する仕組みが考えられる。各政党が民間シンクタンクに政策評価や政策立案を委託したり、外部機関に人材育成を委ねる際には、機構が委託研究費や委託教育研修費を直接支払うことになる。機構が支払う費用は、政党シンクタンクへの寄付と同様に上限を定めることで、公平性を担保することも可能である。

(4) 国費

政党の健全な発展と能力向上のためには、必要な政策立案コストを国費で賄うことは必要である。

ただし、その場合は用途を明確にし、かつそれを検証する透明性のある仕組みを導入することが不可欠である。その意味で、現在の政党助成金は、政策立案補助費として一元管理することとし、その他の政治資金とは区分して処理することを義務付けるべきである。

さらに、健全な二大政党制を確立するためには、野党の政策立案能力の強化

や情報格差の是正が重要な課題となる。具体的には、一定条件を満たす野党会派に対する補助として「日本版ショートマネー¹⁴」の導入を早急に検討すべきである。

3. 政治資金の透明性確保と政党ガバナンスの確立

政党・政治家が集めた献金は公のものであり、活動内容や用途については完全に公開し、透明性を確保すべきである。

そのためには、第一に、政治資金を管理するための統一フォーマットを作成し、政党・政治家にはこれに沿った管理とインターネットでの公開を義務付ける必要がある。併せて、国民や民間機関がインターネットを利用して、政治資金の情報を加工し、監視や分析しやすくする分かりやすい仕組みを確立することも求められる。

第二に、政治資金の実態を不透明にしている政党支部設置数¹⁵に対しても何らかの規制を設ける必要がある。

第三に、政党は公的存在として認めただうえで、ディスクロージャー、内部統制のルールなどを加えたガバナンスを規定する何らかの包括的なシステム¹⁶が必要であろう。それと同時に、各政党の本部と支部、及び資金管理団体は、企業会計原則に準拠した損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書を毎年公開し、内部監査および外部会計監査も義務付けるべきである。

そして各政党は、プロフェッショナルエシックス（職業倫理）として、政治家が自らを律する基準を国民に開示することが望まれている。

以 上

¹⁴ ショートマネー（Short Money）は、イギリス下院の野党に対して支払われる政党助成金であり、与党には支給されない。これは政府の官僚機構等を十分に活用できない野党の議会活動を支援するためである。ショートマネーは 野党による議会活動の遂行に対する資金補助、野党の旅行関連費に対する補助、野党第一党の党首の事務所費補助の3つで構成されている。議席数と直近の選挙での獲得票数に応じて資金が配分されている。

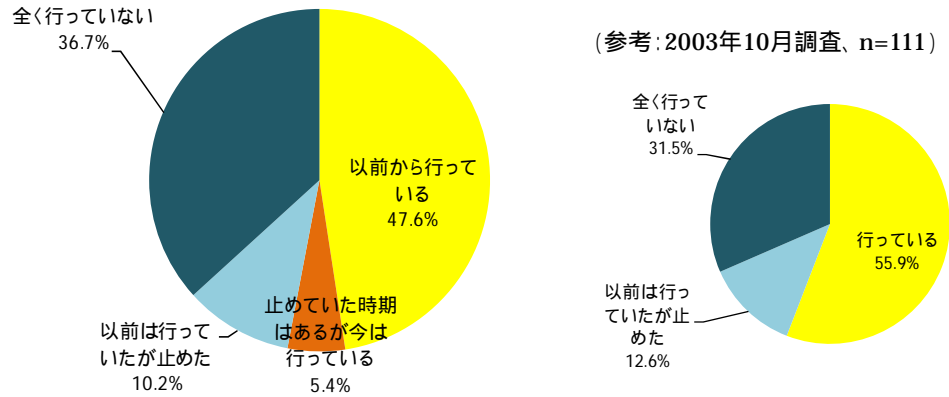
¹⁵ 2008年1月1日時点の政党支部数は自民党7,726、民主党552、公明党440、社民党292、国民新党89、新党日本4となっている。

¹⁶ 諸外国ではドイツ、スペイン、北欧三国、ロシア、韓国などが包括的な政党法を有している。米国やイギリスは政党法を有していないが、ガバナンスに関しては米国では各州法、イギリスでは慣習法により規定されている。

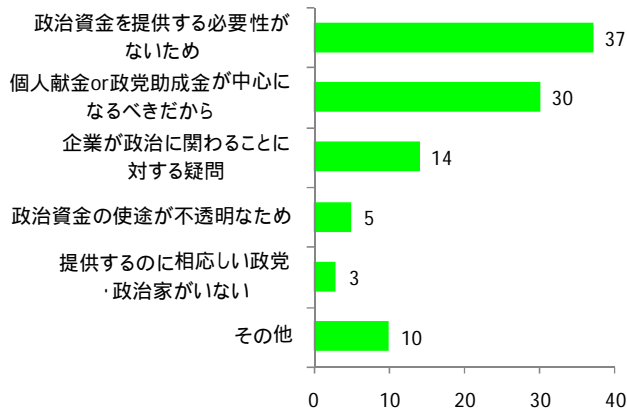
(資料) 政治資金に関するアンケート結果 (2009年9月実施)

・ 企業版: 経済同友会所属企業(代表者)対象、166 / 907 社回答(回答率 18.3%)

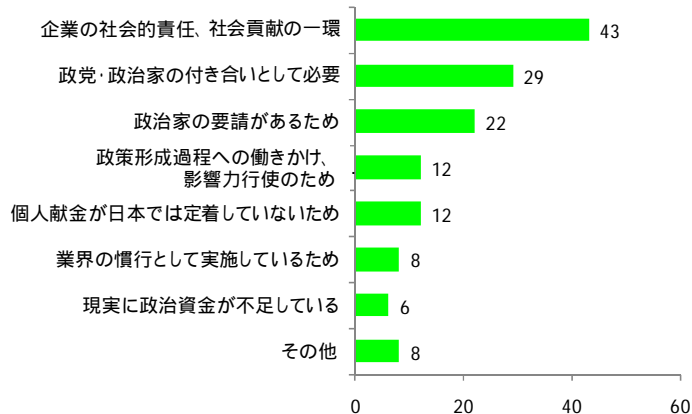
Q1. 貴社は政党・政治団体・政治家への政治資金の提供(政党本部および政党支部への献金や政治資金パーティーへの参加費支出〔以下、パーティー券購入〕)を行っていますか (n=166)。



Q2. Q1で「全く行っていない」、「以前は行っていたが止めた」と回答された場合、その理由をお答えください (n=78)。

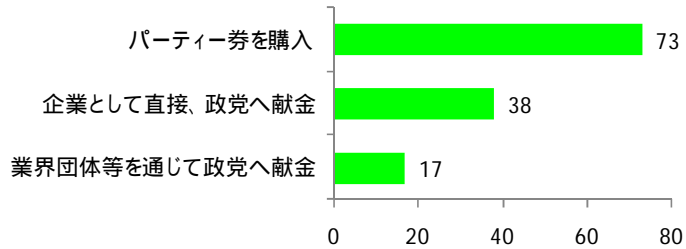


Q3. Q1で「以前から行っている」、「止めていた時期があるが今は行っている」と回答された場合、その理由をお答えください (n=86)。



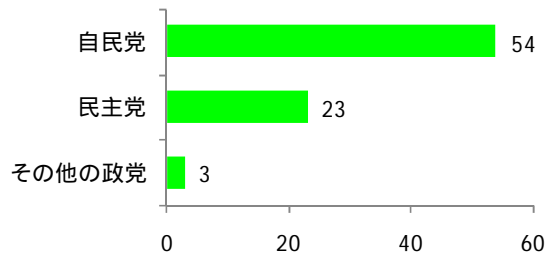
Q4. Q1で「以前から行っている」、「止めていた時期があるが今は行っている」と回答された場合、政治資金の提供先およびその方法について具体的にご回答ください。

(1) どのような形で資金提供を行っておられますか (n=84)

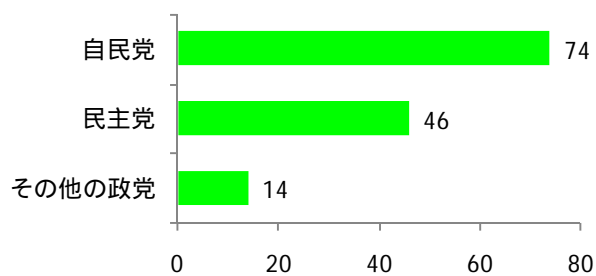


(2) 資金提供先の「政党」についてご開示ください。

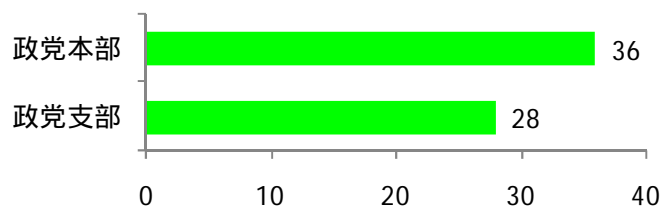
A. 政治献金 (n=54)



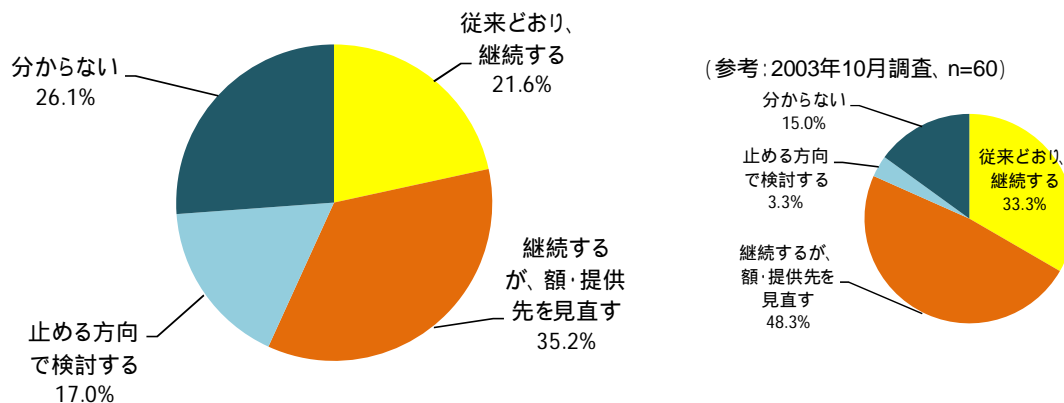
B. パーティー券 (n=76)



(3) 資金提供の具体的な受け皿はどこになりますか (n=59)

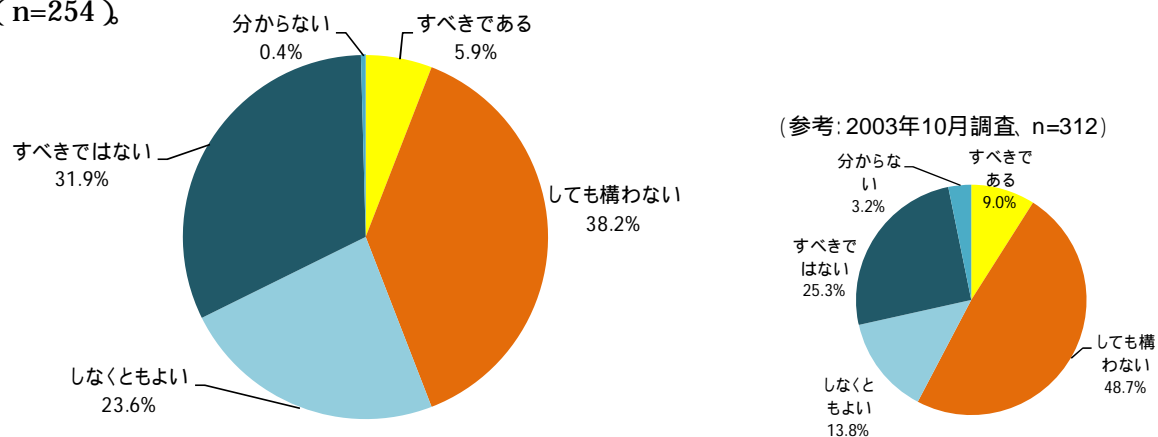


(4) 政党・政治家への政治資金の提供を今後も継続する見通しでしょうか (n=88)

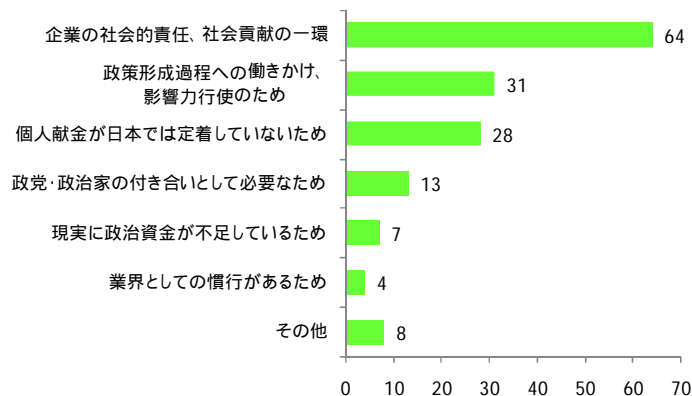


・ 企業経営者版：経済同友会全会員対象、256 / 1,300 名回答 (回答率 19.7%)

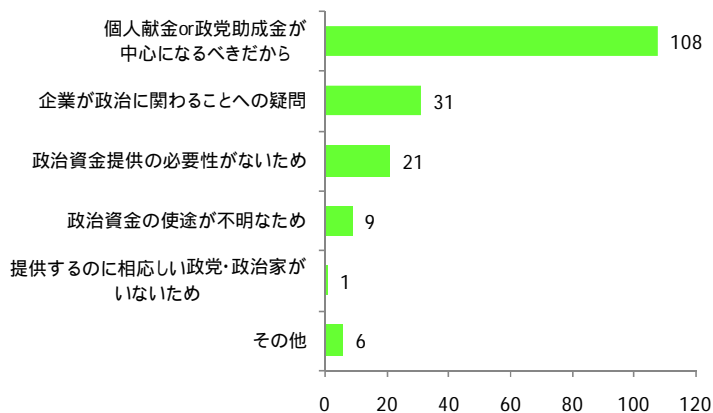
Q1. 企業は政党・政治家に対して政治資金を提供 (政党本部および政党支部への献金や政治資金パーティーへの参加費支出〔以下、パーティー券購入〕) すべきだと思いますか (n=254)



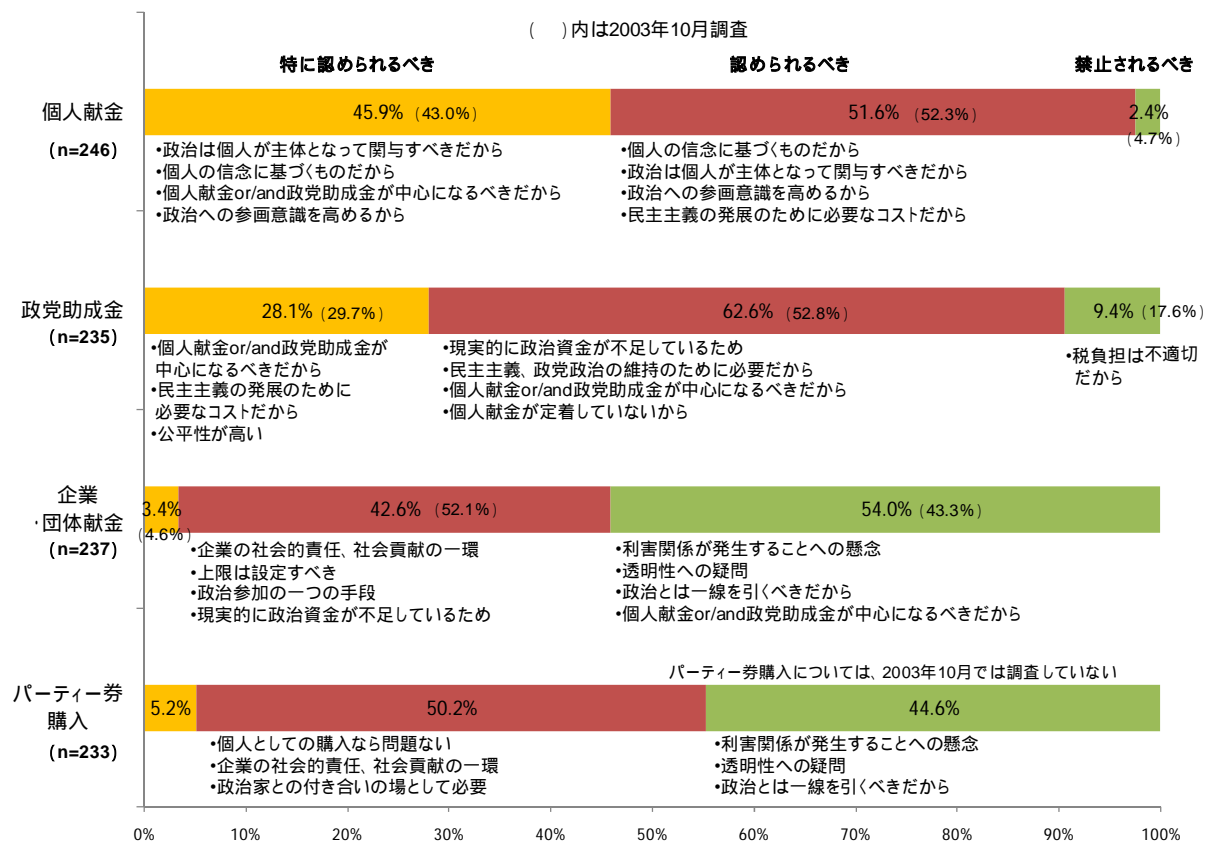
Q2. Q1で「すべきである」、「しても構わない」と回答された方は、その理由をお答えください (n=113)



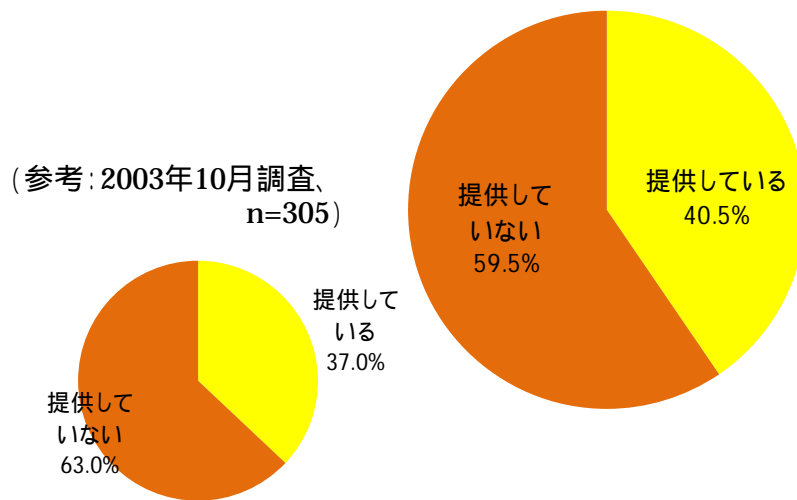
Q3. Q1で「しなくともよい」、「すべきではない」と回答された方は、その理由をお答えください(n=141)。



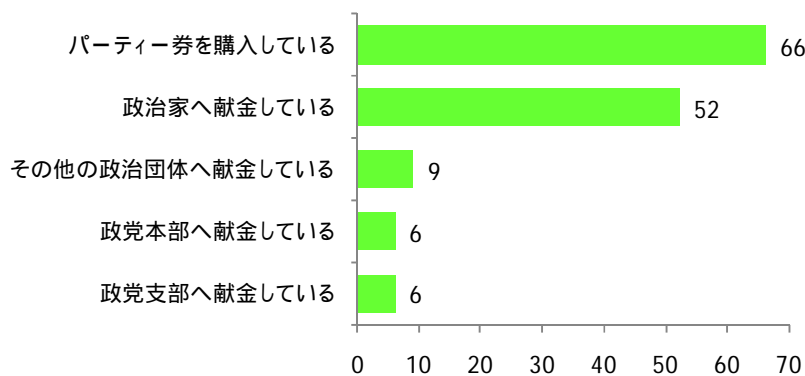
Q4. 現在、政治資金は主として、「個人献金」「政党助成金」「企業・団体献金」「パーティー券購入」の4種類の要素で構成されています。この4種類についてそれぞれ、「特に認められるべき」、「認められるべき」、「禁止すべき」の3区分でお答えいただき、その理由をご記入ください。



Q5. 現在、個人として政党・政治家に政治資金（献金やパーティー券購入）を提供していますか（n=252）。



Q6. Q5 で個人として政党・政治家に政治資金を提供している方にお尋ねします。資金提供の具体的な受け皿をご開示ください（n=101）。



2010年2月15日

政治・行政改革委員会

(敬称略)

委員長

長谷川 閑 史 (武田薬品工業 取締役社長)

副委員長

橘・フクシマ・咲江 (日本コン・フェリー・インターナショナル 取締役会長)

富 樫 直 記 (フューチャーフィナンシャルストラテジ - 取締役社長)

富 山 和 彦 (経営共創基盤 代表取締役CEO)

半 田 純 一 (マネジメント・ウイズ・ダム・パートナーズ・ジャパン 取締役社長)

米 田 隆 (西村あさひ法律事務所 代表パートナー)

チャールズD.レイク (アフラック (アメリカファミリー生命保険)
日本における代表者・会長)

委員

伊 藤 秀 俊 (オックジフキャピタルマネジメント 顧問)

伊 藤 守 (コーチ・トゥエンティワン 代表取締役)

稲 川 広 幸 (JALUX 特別顧問)

井 上 明 義 (三友システムアプレイザル 代表取締役)

入 江 仁 之 (シスコシステムズ IBSG日本統括)

岩 下 正 (ロンドン・スター・ジャパン・アクションズ 会長)

内 田 士 郎 (プライスウォーターハウスクーパース 取締役社長)

大 江 匡 (プランテックアソシエイツ 取締役会長兼社長)

大 岡 哲 (リョービ 取締役)

大久保 和 孝 (新日本有限責任監査法人 パートナー)

岡本比呂志	(中央情報学園 理事長)
小川正人	(全日本空輸 執行役員)
小野俊彦	(日新製鋼 相談役)
加賀山 進	(シマンテック 取締役社長)
柿本寿明	(日本総合研究所 シニアフェロー)
梶 明彦	(目黒雅叙園 取締役社長)
門脇英晴	(日本総合研究所 特別顧問)
河合良秋	(キャピタル アドバイザーズ グループ 議長)
木下 満	(モルガン・スタンレー・キャピタル 取締役 マネージング・ディレクター)
木村 廣道	(ライフサイエンスマネジメント 取締役社長)
高坂 節三	(コパースパイクス L.L.C. センシブナー 日本代表)
小柴 満信	(J S R 取締役社長)
小島 秀樹	(小島国際法律事務所 弁護士・代表パートナー)
佐藤 龍雄	(昭和電工 常任顧問)
重木 昭信	(NTTデータ 顧問)
清水 雄輔	(キッツ 最高顧問)
下村 満子	(東京顕微鏡院 特別顧問)
瀬古 茂男	(明電舎 相談役)
高木 勇樹	(日本ブランド農業事業協同組合 (J B A C) 顧問)
橘 憲正	(タチバナエステート 取締役会長)
田中 剛	(レーサム 代表取締役社長)
田幡 直樹	(R H J インターナショナル・ジャパン イグゼクティブ・シニアアドバイザー)
津川 清	(OFFICE TSUGAWA 代表)
手納 美枝	(デルタポイントインターナショナル 代表取締役)

土 居 征 夫	(企業活力研究所 理事長)
中 井 稔	(i p 2 0 取締役相談役)
中 尾 靖 博	(富士物流 特別顧問)
長 瀬 眞	(全日本空輸 取締役副社長執行役員)
中 野 正 健	(日本生産性本部)
中 村 春 雄	(モルガン・スタンレー証券 代表取締役)
南 原 晃	
西 浦 天 宣	(天宣会 理事長)
信 井 文 夫	(映像新聞社 取締役会長)
橋 本 圭一郎	(アサツーディ・ケイ 顧問)
畑 川 高 志	(アメリカン・アプリーザル・ジャパン 取締役会長・CEO)
畠 山 襄	(国際経済交流財団 会長)
濱 口 敏 行	(ヒゲタ醤油 取締役社長)
林 明 夫	(開倫塾 取締役社長)
原 田 滋	(機械産業記念事業財団)
廣 瀬 修	(サーベラス ジャパン アドバイザリ ボード ガイスマン)
グレン・S・フクシマ	(エアバス・ジャパン 取締役社長)
古 田 英 明	(縄文アソシエイツ 代表取締役)
星 久 人	(ベネッセホールディングス 特別顧問)
程 近 智	(アクセンチュア 取締役社長)
堀 義 人	(グローバル・グループ グロービス経営大学院学長、 グローバルキャピタルパートナーズ 代表)
堀 内 勉	(森ビル 専務取締役CFO)
本 田 勝 彦	(日本たばこ産業 相談役)

本 田 桂 子	(マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン ディレクター)
前 原 金 一	(昭和女子大学 副理事長)
益 戸 正 樹	(パークレイズ・キャピタル証券 副会長)
松 居 克 彦	(サン・ライフ 相談役)
水 留 浩 一	(企業再生支援機構 常務取締役)
蓑 田 秀 策	(KKRジャパン 取締役社長)
目 崎 八 郎	(アフラック (アメリカファミリー-生命保険) シニア アドバイザー)
森 敏 光	(みずほコーポレート銀行 顧問)
森 稔	(森ビル 取締役社長)
柳 省 三	(柳マネジメントコンサルタンツ 代表取締役)
若 林 勝 三	(日本地震再保険 取締役会長)
鰐 淵 美 恵 子	(銀座テラーグループ 取締役社長)

以上76名

事務局

岡 野 貞 彦	(経済同友会 執行役)
菅 原 晶 子	(経済同友会 企画部・政策調査第2部 部長)
山 口 卓 也	(経済同友会 企画部 マネジャー)